

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

要求水準書

令和8年7月

伊丹市上下水道局

【要求水準書】

目 次

第1章 総則.....	1
第2章 一般事項.....	2
2.1 事業の概要.....	2
2.2 対象施設.....	3
2.3 業務範囲.....	13
2.4 事業期間.....	14
第3章 業務仕様.....	15
3.1 関係法令及び基準・仕様等.....	15
3.2 一般事項.....	19
3.3 契約不適合.....	34
第4章 本事業に関する要求水準.....	35
4.1 要求水準における基本的な考え方.....	35
4.2 基本事項に関する要件.....	35
4.3 性能に関する事項.....	38
4.4 その他調査事項.....	41
第5章 事業実施状況のモニタリング.....	42
5.1 モニタリングの目的.....	42
5.2 モニタリングの実施者.....	42
5.3 モニタリングの時期.....	42
5.4 モニタリングの方法.....	42
5.5 モニタリングの結果.....	42
第6章 事業実施状況のセルフモニタリング.....	43
6.1 モニタリングの目的.....	43
6.2 モニタリングの時期と内容.....	43
6.3 モニタリングの結果報告.....	43

第1章 総則

この要求水準書は、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が、伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業を担う民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定するに当たって、応募者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）を示すとともに、応募者の事業提案の前提条件や本局としての業務仕様を記載するものである。

応募者は、この要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関して自由に提案を行うことができるが、本事業の事業期間中はこの要求水準を遵守するものとする。

ここで、本局が行う事業モニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める「設計業務委託契約書」「工事請負契約書」に基づき、対価の減額又は契約解除の措置を講じる。

なお、この要求水準書は本事業の基本的な内容を定めるものであり、本事業の目的を達成するために必要な業務については、要求水準書に示されていない事項であっても、事業者の責任において調査、設計及び施工を遂行するものとする。

第2章 一般事項

2.1 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、令和8年2月に策定した「伊丹市水道ビジョン 2035 未来につなぐ 安全・安心な 伊丹の水道」に掲げる「配水本管更新事業の推進」を実現するための施策であり、現在老朽化が進行している配水本管の更新・耐震化を推進することを目的とする。

(2) 事業名

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

(3) 事業場所

伊丹市 全域（図 2-1～図 2-3 参照）

(4) 事業方式

本事業は、本局と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び施工を行った後、本局に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB 方式、Design Build）により実施する。なお、設計及び施工に必要な資金については本局が調達する。

(5) 事業者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計及び施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術等の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた応募者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

(1) 施設概要

本事業の対象施設は、下表に示すとおりとする。

表 2-1 対象施設の概要

路線名称	仕様・規模等			
千僧系統北部 第1配水本管	開削工-県道	DIP-NS	φ 500mm	127m
	開削工-市道	DIP-NS	φ 500mm	510m
	開削工-県道	DIP-NS	φ 600mm	14m
	開削工-市道	DIP-NS	φ 600mm	443m
	開削工-市道	DIP-NS	φ 800mm	868m
	推進工-県道	DIP-PN	φ 500mm	162m
	推進工-市道	DIP-PN	φ 500mm	14m
	推進工-市道	DIP-PN	φ 600mm	47m
	推進工-市道	DIP-PN	φ 800mm	21m
	推進工-市道	DIP-PN	φ 800mm	84m
	不断水分岐	φ 100mm×φ 100mm	1箇所	
	不断水分岐	φ 500mm×φ 500mm	1箇所	
	インサートバルブ	φ 500	1箇所	
	布設延長			2,290m
千僧系統北部 第2配水本管	開削工-県道	DIP-GX	φ 300mm	510m
	開削工-県道	DIP-GX	φ 450mm	496m
	推進工-県道	DIP-PN	φ 500mm	62m
	不断水分岐	φ 300mm×φ 250mm	1箇所	
	不断水分岐	φ 300mm×φ 300mm	4箇所	
	インサートバルブ	φ 300	1箇所	
	不断水仕切弁	φ 300	1箇所	
	布設延長			1,068m
千僧系統北部 第3配水本管	開削工-県道	DIP-GX	φ 400mm	163m
	開削工-市道	DIP-GX	φ 400mm	155m
	推進工-県道	DIP-PN	φ 400mm	15m
	不断水分岐	φ 150mm×φ 150mm	1箇所	
	不断水分岐	φ 300mm×φ 300mm	1箇所	
	布設延長			333m
千僧系統北部 第4配水本管	開削工-県道	DIP-GX	φ 400mm	472m
	推進工-国道	DIP-PN	φ 400mm	28m
	不断水分岐	φ 200mm×φ 200mm	1箇所	
	不断水分岐	φ 500mm×φ 400mm	1箇所	

	不断水仕切弁 φ 500 1 箇所 布設延長 500m
千僧系統西部 第 1 配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ 150mm 50m 開削工-県道 DIP-GX φ 350mm 768m 開削工-市道 DIP-GX φ 350mm 1,274m 推進工-県道 DIP-PN φ 350mm 16m 推進工-市道 DIP-PN φ 350mm 10m 不断水分岐 φ 150mm×φ 150mm 2 箇所 不断水分岐 φ 200mm×φ 200mm 1 箇所 布設延長 2,118m
千僧系統南部 第 1 配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ 300mm 205m 開削工-市道 DIP-GX φ 300mm 514m 開削工-市道 DIP-NS φ 500mm 791m 開削工-市道 DIP-NS φ 700mm 901m 開削工-場内 DIP-NS φ 800mm 107m 推進工-市道 DIP-PN φ 300mm 14m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 497m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 17m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 8m 推進工-県道 DIP-PN φ 700mm 21m 推進工-市道 DIP-PN φ 700mm 14m 推進工-国道 DIP-PN φ 700mm 51m 不断水分岐 φ 100mm×φ 100mm 1 箇所 不断水分岐 φ 150mm×φ 150mm 2 箇所 不断水分岐 φ 250mm×φ 250mm 3 箇所 水管橋-市道 パイプビーム φ 300 3m 布設延長 3,143m
千僧系統南部 第 2 配水本管	開削工-県道 DIP-NS φ 500mm 433m 開削工-市道 DIP-NS φ 500mm 376m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 7m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 17m 不断水分岐 φ 250mm×φ 250mm 2 箇所 布設延長 833m、撤去延長 433m
全体	布設延長 10,285m、撤去延長 433m

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※千僧系統北部第 1 配水本管の「開削工-市道 φ 800mm 868m」のうち 124m は歩道に布設する計画である。

※既設管撤去について、交付金の活用及び施工可能性を踏まえた上で、全体コスト低減に繋がる場合は、撤去の可否変更の提案も可能とする。なお、基本設計における考え方は以下に示すとおりである。

- ・ 既設管と同ルートに新設管を布設する路線（千僧系統南部第 2 配水本管）については、本事業にて既設管を撤去する。

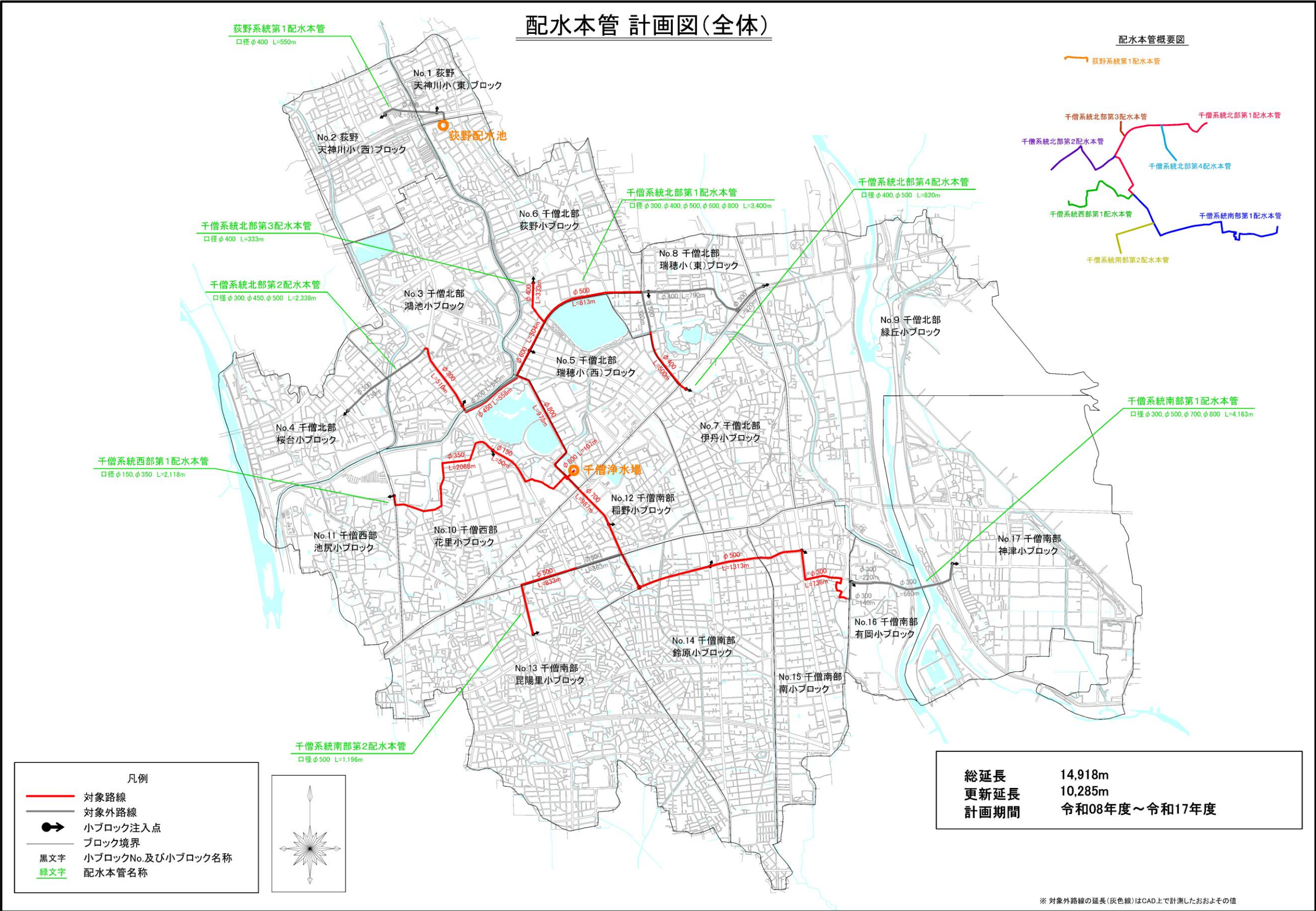


図 2-1 対象施設の概要①

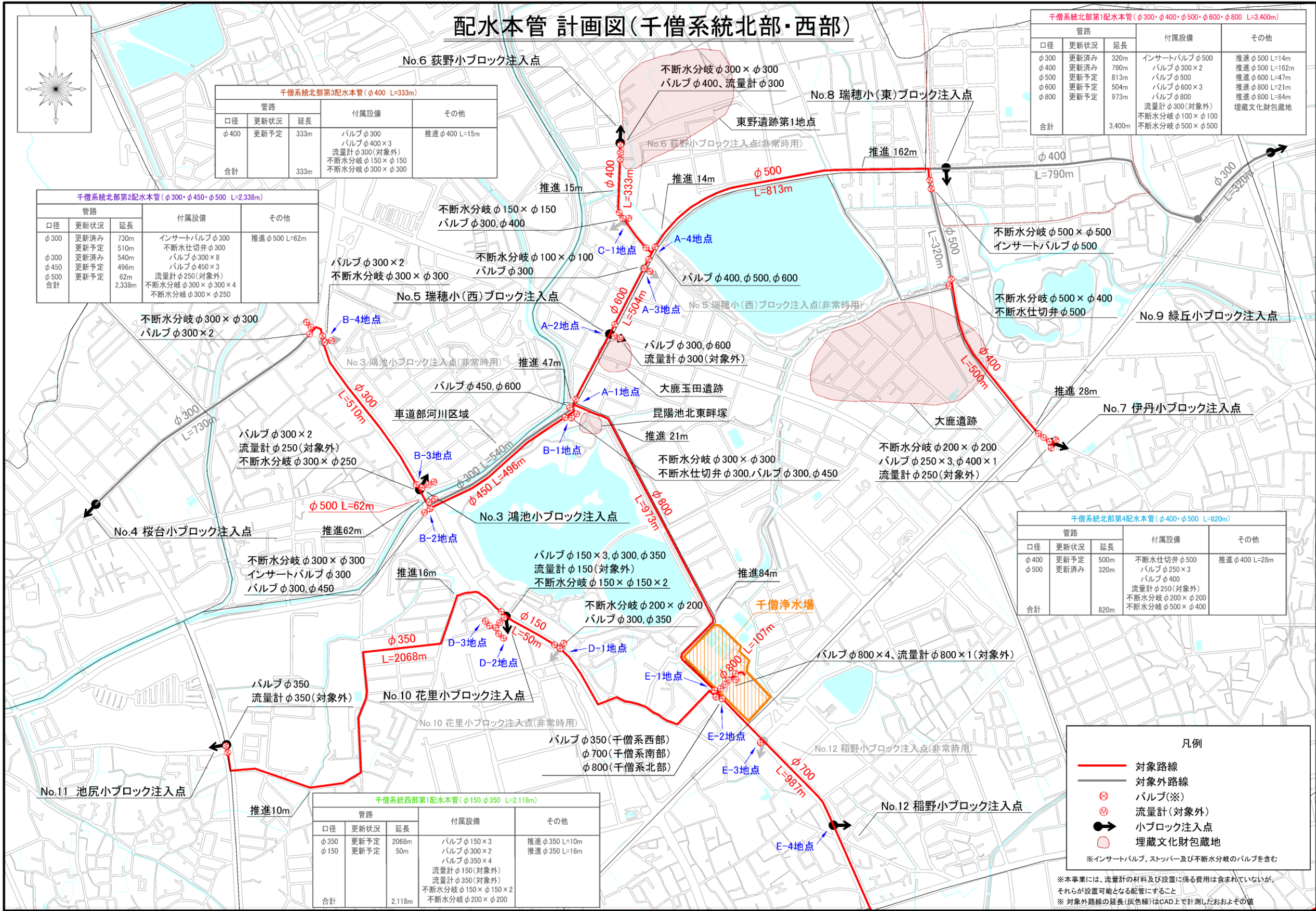
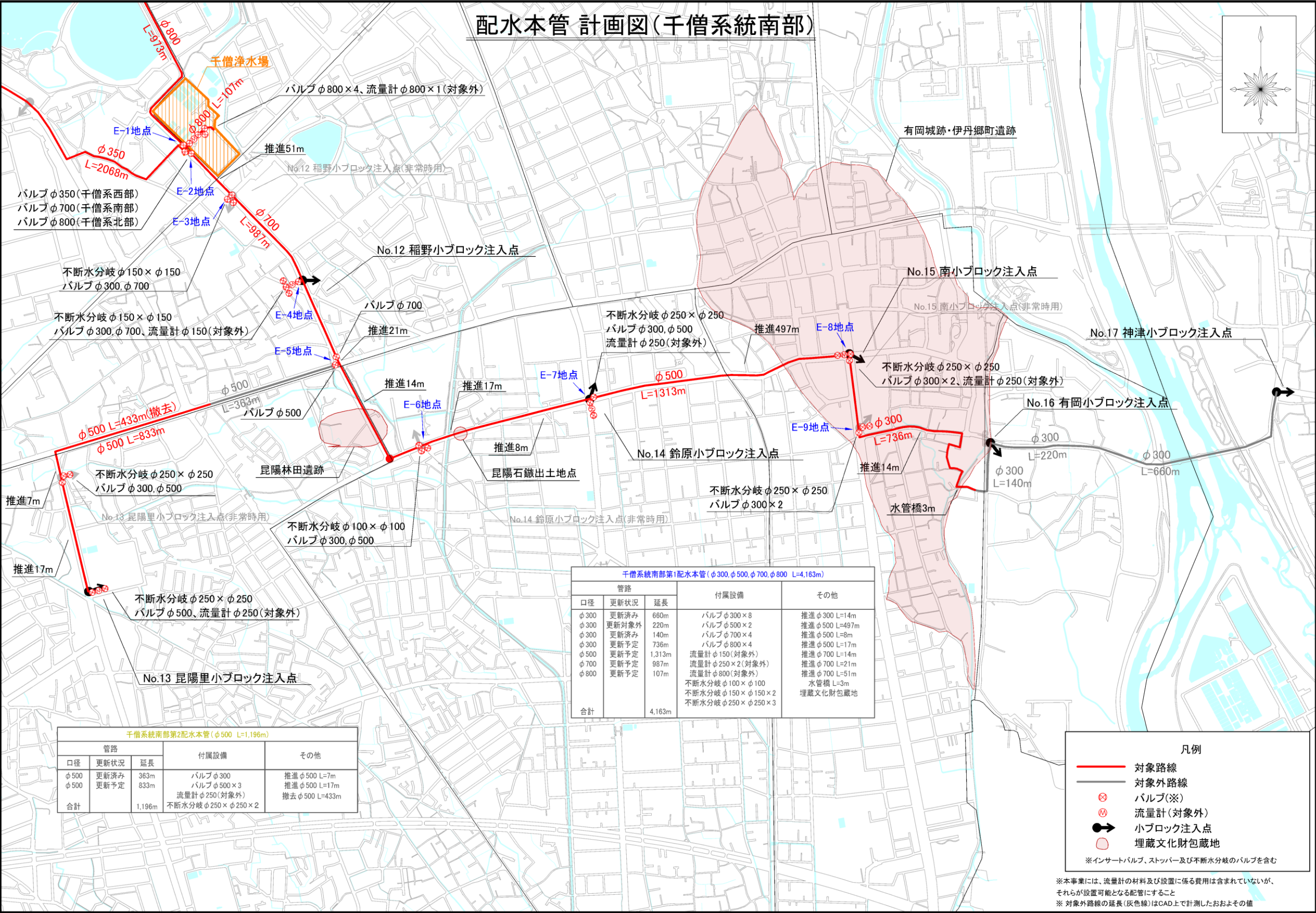


図 2-2 対象施設の概要②



(2) 管路の起終点及び接続点

1) 千僧系統北部第 1 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、千僧系統南部第 1 配水本管に設ける $\phi 800$ の分岐（広畑 6 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 500$ への接続（緑ヶ丘 6 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 500 \times \phi 500$ とする。また、既設配水管 $\phi 500$ にはインサートバルブを 1 箇所設置する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

路線のうち、図 2-1～図 2-3 に示す各地点において以下のとおり分岐又は接続する。

- ・ A-1 地点において千僧系統北部第 2 配水本管に分岐（昆陽池 3 丁目）
- ・ A-2 地点において既設配水管 $\phi 300$ に接続（瑞ヶ丘 4 丁目）
- ・ A-3 地点において既設配水管 $\phi 100$ に接続（瑞ヶ丘 4 丁目）
- ・ A-4 地点において千僧系統北部第 3 配水本管に分岐（瑞ヶ丘 4 丁目）

不断水分岐は $\phi 100 \times \phi 100$ とする。また、A-2 地点は配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

2) 千僧系統北部第 2 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、千僧系統北部第 1 配水本管に設ける $\phi 450$ の分岐（昆陽池 3 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 300$ への接続（中野東 3 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 300 \times \phi 300$ とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

路線のうち、図 2-1～図 2-3 に示す各地点において以下のとおり分岐又は接続する。

- ・ B-1 地点において既設配水管 $\phi 300$ に接続（昆陽池 3 丁目）
- ・ B-2 地点において既設配水管 $\phi 300$ に接続（昆陽池 3 丁目）
- ・ B-3 地点において既設配水管 $\phi 300$ に接続（中野東 1 丁目）
- ・ B-4 地点において既設配水管 $\phi 300$ に接続（鴻池 2 丁目）

不断水分岐は $\phi 300 \times \phi 250$ 、 $\phi 300 \times \phi 300$ が 3 箇所とする。また、B-2 地点にはインサートバルブを 1 箇所、不断水仕切弁（ストッパー）を 1 箇所設置する。B-3 地点は、配

水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

3) 千僧系統北部第 3 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、千僧系統北部第 1 配水本管に設ける $\phi 400$ の分岐（瑞ヶ丘 4 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 300$ への接続（瑞原 3 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 300 \times \phi 300$ とする。また、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

路線のうち、図 2-1～図 2-3 に示す各地点において以下のとおり接続する。

- ・ C-1 地点において既設配水管 $\phi 150$ に接続（瑞原 4 丁目）

不断水分岐は $\phi 150 \times \phi 150$ とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

4) 千僧系統北部第 4 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、既設配水管に設ける $\phi 500$ の分岐（瑞穂町 4 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 500 \times \phi 400$ とする。また、既設配水管 $\phi 500$ には不断水仕切弁（ストッパー）を 1 箇所設置する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 250$ 及び $\phi 200$ への接続（高台 2 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 200 \times \phi 200$ とする。また、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

中間に接続部はなし。

5) 千僧系統西部第 1 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、千僧系統南部第 1 配水本管に設ける $\phi 800$ の分岐（広畑 6 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 400$ への接続（池尻 3 丁目）とする。また、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

路線のうち、図 2-1～図 2-3 に示す各地点において以下のとおり分岐又は接続する。

- ・ D-1 地点において既設配水管 $\phi 200$ に接続（昆陽池 1 丁目）
- ・ D-2 地点において既設配水管 $\phi 150$ に接続（昆陽北 1 丁目）
- ・ D-3 地点において既設配水管 $\phi 150$ に接続（昆陽北 1 丁目）

不断水分岐は $\phi 200 \times \phi 200$ 、 $\phi 150 \times \phi 150$ が 2 箇所とする。また、D-2 地点及び D-3 地点は、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

6) 千僧系統南部第 1 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、千僧浄水場内の配水管に設ける $\phi 800$ 及び $\phi 700$ の分岐（広畑 6 丁目）とする。また、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 300$ への接続（伊丹 5 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

路線のうち、図 2-1～図 2-3 に示す各地点において以下のとおり分岐又は接続する。

- ・ E-1 地点において千僧系統北部第 1 配水本管 $\phi 800$ に接続（広畑 6 丁目）
- ・ E-2 地点において千僧系統西部第 1 配水本管 $\phi 350$ に接続（広畑 6 丁目）
- ・ E-3 地点において既設配水管 $\phi 150$ に接続（千僧 1 丁目）
- ・ E-4 地点において既設配水管 $\phi 150$ に接続（千僧 6 丁目）
- ・ E-5 地点において既設配水管 $\phi 500$ に接続（昆陽 2 丁目）
- ・ E-6 地点において既設配水管 $\phi 100$ に接続（昆陽東 2 丁目）
- ・ E-7 地点において既設配水管 $\phi 250$ に接続（西台 2 丁目）
- ・ E-8 地点において既設配水管 $\phi 250$ に接続（伊丹 3 丁目）
- ・ E-9 地点において既設配水管 $\phi 250$ に接続（伊丹 3 丁目）

不断水分岐は $\phi 250 \times \phi 250$ が 3 箇所、 $\phi 150 \times \phi 150$ が 2 箇所、 $\phi 100 \times \phi 100$ とする。また、E-4 地点、E-7 地点、E-8 地点は、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

む。

7) 千僧系統南部第 2 配水本管

ア) 起点接続部

起点は、既設配水管に設ける $\phi 500$ の分岐（昆陽 3 丁目）とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

イ) 終点接続部

終点は、既設配水管 $\phi 250$ への接続（昆陽南 2 丁目）とする。不断水分岐は $\phi 250 \times \phi 250$ とする。また、配水ブロックへの接続箇所となるため、流量計を設置（別工事）する場所を確保する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

ウ) 中間接続部

中間に接続部はなし。

8) 付属設備部（全路線共通）

管路の通水、洗管並びに維持管理上必要な排水設備や仕切弁、空気弁を設ける。

2.3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は下表に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	業務内容
設計	調査業務	設計施工に必要な部分の現地踏査、地下埋設物調査、公私道調査、地下埋設物包蔵地調査、測量調査、地質調査、試掘調査。
	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、ルート変更や工区割について検討し、対象施設の詳細設計を行う。また、事業費を算出するとともに、設計図書を作成する。
	設計に伴う各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る作業を行う。
	交付金申請書作成支援業務	交付金の申請に必要なとなる申請書類及び報告書類等の作成支援を行う。また、本局が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
工事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理並びに日々の工事に関する工事管理を行い、本局に提出する工事書類の作成・提出を行う。
	通水準備補助業務	新設管への切替えに伴う住民への周知、立会い等の通水準備の補助を行うとともに、切替えの作業の補助を行うこと。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者の負担とする。
	交付金申請書作成支援業務	交付金の申請に必要なとなる申請書類及び報告書類等の作成支援を行う。また、本局が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
	家屋調査業務	建設工事に伴う周辺家屋への影響に関する事前及び事後調査を行う。
	変更及び出来高精算業務	工事の変更及び出来高精算に係る数量及び見積書等の資料等や工事完成書類の作成を行う。

※表 2-2 に記載されていない追加調査（埋蔵文化財調査等）の必要性が認められる場合は協議の上、調査を行うこと。

2.4 事業期間

契約を締結した翌日から令和 18 年 3 月 31 日まで

第3章 業務仕様

3.1 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 伊丹市水道事業給水条例
- ・ 伊丹市個人情報保護条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

1) 共通（すべて最新版とする）

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書【設備工事編】（日本水道協会）
- ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・ 土木工事共通仕様書（兵庫県土木部）
- ・ 土木工事施工管理基準（兵庫県土木部）
- ・ 土木請負工事必携（兵庫県土木部）
- ・ 日本水道協会規格（日本水道協会）
- ・ 日本産業規格（JIS）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 電気設備工事監理指針（一般社団法人公共建築協会）
- ・ 機械設備工事監理指針（一般社団法人公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

2) 推進工法、水管橋工事（すべて最新版とする）

- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書（耐震設計編）（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書（下部構造編）（日本道路協会）
- ・ 杭基礎施工便覧（日本道路協会）
- ・ 杭基礎設計便覧（日本道路協会）

- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 近接工事設計施工マニュアル（JR 東日本）
- ・ 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 改定解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- ・ 工作物設置許可基準（国土交通省）
- ・ 許可工作物技術審査の手引きについて（国土交通省）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

3) 積算基準（すべて最新版とする）

- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）
- ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
- ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・ 土木工事数量算出要領（案）（兵庫県土木部）
- ・ 土木工事標準積算基準書（共通編）（兵庫県土木部）
- ・ 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）（兵庫県土木部）
- ・ その他関係する積算基準等

4) 要領・基準（伊丹市上下水道局）（すべて最新版とする）

- ・ 伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領
- ・ 伊丹市請負工事設計変更ガイドライン
- ・ 伊丹市上下水道局工事監督要領
- ・ 水道工事監督技術基準
- ・ 水道工事課内検査基準
- ・ 水道工事施工管理基準
- ・ 水道工事標準設計基準
- ・ 水道工事図面作成基準
- ・ カラーデザイン蓋設置基準
- ・ 上水道工事における工業用水道管等の誤接続の防止に関する基準
- ・ 上下水道工事書類作成マニュアル
- ・ その他関係する要領、基準等

(3) 各許可申請・届出等

本事業に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは下表のとおりである。事業者は事業工程を踏まえた上で、必要な資料を作成し、本局又は下表の関係機関へ提出すること。また、下表に記載のない申請等についても、本事業の遂行に必要とするものは事業者が申請等を行うこと。

なお、事業者は関係機関へ提出した書類の写しを本局へ提出すること。

表 3-1 各種届出等一覧

区分	申請・届出	提出先		備考
道路	道路占用許可申請	国道 171 号	国交省近畿地方整備局 兵庫県国道事務所 西宮維持出張所	
		県道	兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	
		市道	伊丹市都市交通部 道路室道路保全課	
	道路使用許可申請		伊丹警察署	
	法定外公共物		伊丹市都市交通部 道路室道路保全課	
河川	河川占用許可申請	県管理河川	兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	
埋蔵文化財	埋蔵文化財の取り扱い について（確認）		伊丹市都市活力部まち資 源室文化振興課	
	埋蔵文化財発掘通知		伊丹市都市活力部まち資 源室文化振興課	
その他必要 とする書類			※	

※ルート変更等により、各種届出先が上記一覧以外で協議が必要になる場合は、別途対応すること。

3.2 一般事項

(1) 設計業務

1) 基本事項

ア) 業務の対象

事業者は、要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案し設計を行い、設計成果物を作成するものとする。

イ) 業務の範囲

事業者は、設計業務の遂行に当たり、本局と協議の上で進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。事業者は、本局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。本局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。本局が設計内容に関する説明を行う場合、本局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

ウ) 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として事業者の負担とする。

エ) 中立性の保持

事業者は、中立性を保持しなければならない。

オ) 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

カ) 公益確保の責務

事業者は、業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することがないようにすること。

キ) 適用基準

本業務を行うに当たっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

ク) 技術者の配置

設計企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

ケ) 再委託

- ① 事業者は、次の各号に該当する場合、再委託することはできない。
 - ・ 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - ・ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - ・ 現地調査の主要部分
- ② 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託に当たっては、本局の承諾を必要としない。
- ③ 事業者は、②に規定する業務以外の再委託に当たっては、本局の承諾を得なければならない。

コ) 参考資料の貸与

本局は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きにより貸与する。

サ) 調査員

- ① 発注者は、委託業務等における調査員を定め、受注者に通知するものとする。
- ② 調査員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- ③ 調査員は、設計契約の他の条項に定めるもの及び設計契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - ・ 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者の管理技術者に対する委託業務に関する指示。
 - ・ 設計契約及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - ・ 設計契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議。
 - ・ 委託業務の進捗の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- ④ 調査員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

2) 調査業務

ア) 資料の収集

本業務に必要な地下埋設物調査及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署・企業者等において将来計画を含め十分に調査しなければならない。

イ) 現地踏査

本業務の設計対象範囲において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等、現地を十分に把握しなければならない。なお、調査の際は身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

ウ) 地下埋設物調査

本業務の設計対象範囲において、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を本局及び施設管理者等が有する資料と照合し、確認すること。

エ) 公私道調査

道路、水路等について公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。なお公図の調達は事業者の負担とする。

私有地については、目的箇所を含む付近の公図写し及び土地所有者住所、氏名、地目、地積、持分等を整理した一覧表を提出すること。

公道については、道路管理者及び路線番号等を調査し、一覧表にして提出すること。

オ) 埋蔵文化財包蔵地調査

埋蔵文化財包蔵地について現地踏査等を行い、関係機関と必要となる事務手続き等を協議すること。

カ) 測量調査

本業務に必要な現地測量、水準測量及び路線測量（中心線測量・縦断測量・横断測量）を行うものとし、成果は本局へ提出すること。また、河川及び水路の横断部については、管理者と協議し河川測量が必要な場合は、河川測量を実施するものとし、成果は本局へ提出すること。

キ) 地質調査

推進工法計画箇所や水管橋計画箇所等、必要と想定される場所における地質調査を行うものとし、成果は本局へ提出すること。

ク) 試掘調査

本業務で必要となる既設管接続箇所、他企業管近接箇所等において、埋設物の状況を確認しなければならないことから、試掘調査位置の選定を行い、本局へ提案し協議を実施すること。なお、試掘時に埋設物等を破損・損壊した場合は、事業者の負担で復旧・回復させるものとする。

3) 詳細設計業務

ア) 計画ルートの照査

計画ルートの照査を行い、ルートを変更する必要性が生じた場合は、変更ルートの検討を行い、本局と協議の上でルートを確定する。

イ) 工区割の設定

計画ルート決定後、工区を分割する場合は当該分割の必要性等を示した上で本局の承認を得る。なお、工区は最大 7 つとしており、工区数に応じた契約本数となる事が基本であるが、事業者提案により複数工区を一括して工事請負契約とすることは可能である。

ウ) 詳細設計

① 一般事項

- ・ 開削工事については、設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較、施工計画等の検討を行う。
- ・ 推進工区間については、設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較、施工計画等の検討を行う。また、道路管理者等との協議用資料を作成し、関係機関協議を実施し設計計画を行う。
- ・ 水管橋区間については、設計条件の設定、関連法規の遵守、構造形式の決定、細部条件の設定、構造計画、仮設比較、施工計画等の検討を行う。また、河川（水路）管理者との協議用資料を作成し、関係機関協議を実施し設計計画を行う。

② 各種計算

- ・ 管厚、一体化長、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、事業者がその方法を提案するものとし、本局と協議の上で計算方針を定める。

③ 設計図作成

- ・ 設計図の作成に当たっては、「水道工事図面作成基準」によることとする。

④ 数量計算

- ・ 配管、土工、舗装、構造物、仮設、補助工法等の材料別に数量を算出する。数量の算出に当たっては、「3.1 (2) 3) 積算基準等」に基づくものとする。

⑤ 設計書作成

- ・ 数量計算及び「3.1 (2) 3) 積算基準等」に基づき、設計書（金入）を作成するとともに、その根拠となる積算資料を作成し、取りまとめる。
- ・ 設計書の作成に当たっては、積算システム及び設計書様式の指定はしないが、本局で使用している積算システム（兵庫県積算共同利用システム）」の書式に準じて作成する。

4) 報告書作成

ア) 設計概要書

設計概要書は、設計対象全体の取りまとめとして作成するものとし、その内容は、設

計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、設計内容、施工方法、工程表、工事費等を集成するものとする。

イ) 開削工

開削工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、施工方法、仮設方法、各種計算等の検討内容を取りまとめる。

ウ) 推進工

推進工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、推進工法、立坑工法、補助工法、施工方法、仮設方法、各種計算や経済比較等の検討内容を取りまとめる。また、道路管理者等の指示に従い占用申請書類を作成し、本局へ提出すること。

エ) 水管橋

水管橋区間の報告書は、設計条件、地盤条件、環境条件、埋設物状況、設計計画、水管橋形式、上部工構造、下部工構造、基礎構造、施工方法、仮設方法、各種計算や経済比較等の検討内容を取りまとめる。また、河川（水路）管理者の指示に従い占用申請書類を作成し、本局へ提出すること。

5) 照査

事業者は、関係法令及び基準・仕様等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計成果物に誤りがないよう照査を実施し、照査報告書を作成する。照査報告書の作成に当たっては、事前に照査計画書を本局に提出し確認を得るものとする。

6) 照査項目

事業者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施するものとする。

- ① 基本設計の確認内容について
- ② 比較検討の方法及びその内容について
- ③ 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- ④ 計算書（構造計算書、数量計算書等）について
- ⑤ 計算書と設計図の整合性について

7) 手続書類の提出

事業者は、設計業務の着手及び完了に当たり、以下の書類を本局に提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度承認を受けるものとする。また、指示、承認及び協議は、原則として書面によってこれを行うものとする。

- ① 業務着手時
 - ・ 業務着手届

- ・ 担当・管理・照査技術者等選任（変更）通知書
 - ・ 経歴書
 - ・ 誓約書
 - ・ 業務工程表
 - ・ 業務計画書
- ② 業務中
- ・ 業務履行報告書（月間）
 - ・ 業務打合せ簿（打合せの都度）
- ③ 業務完了時
- ・ 委託業務完了届
 - ・ 引渡書
 - ・ 請求書

様式が定められていないものについては、事業者が様式を定め提出するものとする。
ただし、本局がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

8) 業務計画書

業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他

②実施方針又は⑪その他には、個人情報の取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

9) 設計成果物の提出

事業者は、本局の確認を受けた後、以下に示す設計成果物を本局に提出するものとする。なお、様式及び書式については、事前に本局の承諾を得るものとし、提出は、原則、工区ごとに A4 黒表紙金文字製本による紙ファイル（2 部）及び電子ファイルとする。電

子納品については、手続き書類及び設計成果物を「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県）」に基づいて提出するものとする。また、提出するファイル形式については協議により決定する。

① 設計図面

- ・ 位置図 縮尺 $S=1/2500 \cdot 1/5000$
- ・ 平面図 縮尺 $S=1/250 \cdot 1/500 \cdot 1/1000$
- ・ 縦断面図 縮尺 縦 $1/100 \cdot 1/200$ 横 $1/500 \cdot 1/1000$
- ・ 横断面図 縮尺 $S=1/50 \cdot 1/100$
- ・ 配管図 縮尺 特に定めない
- ・ 水管橋等詳細図 縮尺 特に定めない
- ・ 構造図 縮尺 特に定めない
- ・ 配筋図 縮尺 特に定めない
- ・ 仮設図 縮尺 特に定めない
- ・ 土工標準図 縮尺 特に定めない
- ・ 道路復旧図 縮尺 特に定めない
- ・ 上記以外の図面を必要とする場合は、その都度図面を作成

② 構造計算書

③ 数量計算書

④ 設計書（金入）

⑤ 報告書

⑥ 特記仕様書

⑦ 打合せ協議簿

⑧ 関係機関協議簿

⑨ その他資料

⑩ 設計に伴って収集及び調査した資料（見積書等を含む）並びにその他申請書等に関する資料」

10) 出来高精算業務

事業者は、原則として年度ごとに、出来高精算に係る設計成果物（設計図面、数量計算書、積算資料等）を作成すること。

11) 完成検査等

完成検査等、各種検査は、以下のに基づき実施するものとする。

ア) 出来高検査

- ① 部分払いの請求を行った場合は、出来高検査を受けること。
- ② 部分払いの請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に設計の出来形に関する資料を作成し、本局に提出すること。

- ③ 出来高検査は、本局及び単体企業又は応募グループの代表企業の臨場の上で、工事目的物を対象とした設計の出来形に関する資料の検査を行うものとする。

イ) 完成検査

- ① 事業者は、工事目的物を対象とした設計の完成検査の要件を満たした業務完了届を本局に提出すること。
- ・ 要求水準書等に示されているすべての業務が完成し、成果物を納入していること。
 - ・ 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本局と締結済みであること。
- ② 完成検査は、本局及び単体企業又は応募グループの代表企業の臨場の上で、工事目的物を対象とした設計の成果物の検査を行うものとする。

12) 留意事項

ア) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は本局に確認した上で、業務工程を踏まえて必要な時期までに事業者が提出すること。

イ) 設計変更への対応

工事業務を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、事業者の責任において対応すること。ここで、建設企業より施工上の設計変更の要望が生じた場合は、その変更内容について設計趣旨と照合し、その必要性が認められた場合において、本局とその旨の協議を行い、事業者と調整する。その場合において、設計変更の最終指示は本局から行うものとする。

ウ) その他

本事業を実施する上で必要な関連業務については、事業者の責任において対応すること。

(2) 工事業務

1) 工事施工の対象

事業者は、自らが設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

2) 工事施工の範囲

- ① 事業者は、工事を自己の責任において施工すること。
- ② 工事の施工に当たり、必要となる工事説明会、準備調査（家屋調査等）等の近隣住民との対応・調整については、本局と協議の上で行うこと。
- ③ 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が

自己の責任において行うこと。

- ④ 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については事業者の負担とする。事業者は、本局と協議の上で、工事着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、本局に提出すること。
- ⑤ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工すること。
- ⑥ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備すること。
- ⑦ 事業者は、本局に対し、統括責任者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告すること。なお、本局は、工事の進捗状況及び内容について、事業者に随時確認できるものとする。
- ⑧ 事業者は、本局又は他事業体が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。
- ⑨ 事業者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本局へ報告すること。
- ⑩ 事業者は、発生する残土、廃材等を適切に処分すること。処分先については、本局と調整の上で決定すること。
- ⑪ 事業者は、環境に配慮した工法、材料、機種等を積極的に採用し環境負荷低減に寄与する提案を行うこと。

3) 適用基準

本業務を行うに当たっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも工事施工時点において最新の版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

4) 工事関係書類の提出

「上下水道工事書類作成マニュアル」を参照し、各段階で必要な書類を作成・提出するものとする。その他、法令等に基づき必要とする官公庁等への届出、申請、手続き書類は、本局と協議の上で互いに協力し作成する。

5) 監督員

- ① 発注者は、工事請負契約書に基づき監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- ② 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- ③ 監督員は、工事契約の他の条項に定めるもの及び工事契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ・ 工事契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。

- ・ 要求水準書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾。
 - ・ 要求水準書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）。
- ④ 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

6) 変更及び出来高積算業務

事業者は、原則として年度ごとに、出来高精算に係る変更設計成果物（変更箇所を示した図、竣工図、出来高数量計算書、変更設計書（金入・金抜）、積算資料等）を作成すること。

7) 完成検査等

完成検査等、各種検査は、以下に基づき実施するものとする。

ア) 課内検査

- ① 課内検査は「水道工事課内検査基準」に基づき実施する。
- ② 本局より課内検査の実施における通知があった場合は、前項の検査を受ける前に検査対象及び検査項目を確認し、不備のないよう準備すること。
- ③ 課内検査は、本局及び単体企業又は応募グループの代表企業の臨場の上で、主に付属設備の設置状況に関する現場の検査を行うものとする。

イ) 出来高検査

- ① 出来高検査は、「伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領」に基づき実施する。
- ② 事業者は、部分払いの請求を行った場合は、出来高検査を受けること。
- ③ 事業者は、部分払いの請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料（変更設計書を含む。）を作成し、本局に提出すること。
- ④ 出来高検査は、本局及び単体企業又は応募グループの代表企業の臨場の上で、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ・ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄等
 - ・ 工事管理状況に関する書類、各種計測値の提示・記録及び写真等

ウ) 完成検査

- ① 完成検査は、「伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領」に基づき実施する。

- ② 事業者は、工事完成検査の要件を満たした工事完成届を本局に提出すること。
- ・ 設計成果物（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - ・ 本局が修補その他必要な措置を取ることを請求した場合、本局の請求した措置が完了していること。
 - ・ 契約書、要求水準書により求められる提出資料がすべて完了していること。
 - ・ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を本局と締結していること。
- ③ 完成検査は、本局及び単体企業又は応募グループの代表企業の臨場の上で、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
- ・ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ・ 工事管理状況に関する書類、各種計測値の提示・記録及び写真等
 - ・ 水圧試験、通水試験、充水、洗管の確認

エ) 修補

本局が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応じるものとし、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。

8) 設計変更の対応

建設企業が提出する設計変更協議資料、設計変更図書については、その内容を建設企業自らが確認・評価の上、結果を本局に報告するとともに、本局と建設企業の調整に協力する。

また、建設企業は、工法若しくは設計の変更の必要が生じた場合は、文書でその内容を本局に報告すること。

9) 作業日及び作業時間について

- ① 夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 32 年法律第 178 号）」に規定する休日に施工する場合は、本局と事前に協議する。なお、道路及び河川管理者、交通管理者等の指示に従う。
- ② 本事業場所の一部は中心市街地、狭隘道路、埋蔵文化財包蔵地等であるため、バス、大型トラック、自家用車及び歩行者の通行並びに埋蔵文化財等に影響がないよう着手前には必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明した上で施工すること。

10) 施工中の安全確保及び環境保全について

- ① 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。ま

た、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。

- ② 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
- ③ 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- ④ 特定建設作業に該当する場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定建設作業実施届出書を提出すること。
- ⑤ 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努め、各種規制基準等を遵守すること。

11) 安全対策等について

- ① 保育園及び小・中学校の通学路等になっている路線の工事を施工する際には、事前に関係機関と協議し、安全を確保すること。
- ② 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講じること。
- ③ 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上で交通安全管理を行うこと。
- ④ 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により本局の配水管維持管理に支障を生じさせた場合は、本局に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、事業者の負担により速やかに復旧すること。
- ⑤ 安全教育及び安全訓練等を月 1 回、半日以上実施し、その記録を書類等で整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。

12) 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に本局に報告すること。

13) 保険

事業者は、工事を適正に遂行するに当たり、各種保険等に参加した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本局に提出すること。

14) 近隣対策

- ① 事業者は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- ② 施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し、影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。

- ③ 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本局に報告すること。

15) 工事实績情報の登録

事業者は、工事实績情報として一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）へ「工事カルテ（CORINS）」を作成、登録の上で本局に提出すること。

16) 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」第 24 条の 7 第 1 項及び「建設業法施行規則」第 14 条の 2 に基づき、施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを本局に提出すること。

17) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条第 3 項により、本局は施工体制について点検を求めることがある。

18) 労働福祉の向上について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の向上に努めること。

19) 環境物品等の調達の推進について

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。ただし、要求水準書において示されたものは除く。

20) その他

- ① 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について努めるものとする。
- ② 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。
- ③ 建設企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に定める監理技術者について、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置すること。
- ④ 建設企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に定める監理技術者のうち、当該事業工事に係る建設業が特定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が

同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。この場合において、本局から請求があった場合は、資格者証を提示すること。

21) 工程管理及び施工監理

- ① 事業者は、事業を円滑に履行するため、事業者の代表として各現場を統括する統括責任者を選出し、統括責任者により報告、説明及び会議の出席等を行うこと。
- ② 事業者は、本事業対象施設が設計成果物に適合するように施設の質の向上に努め、本局に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- ③ 事業者は、本局に工事の進捗状況を毎月報告するため、指定された日の会議に出席すること。

22) 施工図書等の提出

事業者は、本事業の施工に当たり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に本局に提出して確認を受けること。なお、作成に当たり使用したデータ等も提出すること。

23) 検査対応

事業者は、工事を完成したときは、その旨を設計書と併せて本局に通知し、本局は、速やかに検査を行うものとする。

事業者は、本局の検査に合格したときは、本局の指示に従い、工事目的物の引き渡しを行う。

24) 緊急時等の対応

事業者は、災害防止及びその他工事施工上、緊急を要する場合には、臨機の処置を取り、その経緯を本局に報告すること。

事業者は、他の民間事業者が監理業務上の指示に従わない場合や基本協定、設計業務委託契約書、工事請負契約書に対して違反行為が認められた際には、速やかに本局に報告すること。

25) 交付金申請等作成支援業務

事業者は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（国土交通省）」に基づき、交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成支援を行うこと。また、会計実地検査の受検にあたり、事業者は本局の要求する書類を所定の時期までに本局に提出するとともに、会計実地検査対応の支援を行うこと。

26) その他

事業者は、施工の事業期間を通じて、現場事務所を本局の給水区域内に設置すること。

3.3 契約不適合

検査終了後、事業者はその結果に基づき本局に施設の引き渡しを行う。この場合の契約不適合の内容・条件は以下のとおりとする。

(1) 設計の契約不適合

- ① 事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた設計成果物に係る契約不適合については、契約不適合期間を原則 2 年以内とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合も上記期間と同様とする。
- ② 要求水準書、設計成果物及び提案書類等に記載した施設の性能及び機能は、すべて事業者の責任において保証する。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。
- ④ 各年度の詳細設計時に提出する設計成果物に対して、本局がこれを確認したことをもって、事業者の設計の契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(2) 施工の契約不適合

- ① 事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合期間を原則 2 年とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合も上記期間と同様とする。
- ② 路面本復旧の契約不適合期間は、各年度の出来高検査後、2 年以内（故意又は重大な過失が認められる場合は 10 年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合も上記期間と同様とする。ただし、路面仮復旧で部分引渡しをした場合は、路面本復旧着手時までを契約不適合期間とし、事業者が維持管理を行うものとする。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。
- ④ 本局が確認、説明、報告を受けたことによって、事業者は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(3) 契約不適合の判定・補修

- ① 契約不適合判定に要する経費は、事業者の負担とする。
- ② 契約不適合期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。

第4章 本事業に関する要求水準

4.1 要求水準における基本的な考え方

基本事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計成果物を作成するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、設計成果物を作成するものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。

4.2 基本事項に関する要件

(1) 一般事項

- ① 管路の設計水圧は、1.30MPa (=0.75MPa (最大静水圧) +0.55MPa (水撃圧)) とする。
計画配水量及び配水圧力 (各配水ブロックへの流入圧力) は下表に示す。
各配水ブロックの流入点では、下表に示す配水圧力以上を確保するものとする。また、計画時間最大配水量については、下表に示す値以上を想定してもよい。

表 4-1 計画配水量及び計画配水圧力

番号	配水ブロック名称	配水ブロック 流入圧力 (MPa)	計画時間最大 配水量 (m ³ /h)
No. 3	千僧北部鴻池小ブロック	0.32	395
No. 4	千僧北部桜台小ブロック	0.28	241
No. 5	千僧北部瑞穂小 (西) ブロック	0.30	161
No. 6	千僧北部荻野小ブロック	0.26	296
No. 7	千僧北部伊丹小ブロック	0.31	299
No. 8	千僧北部瑞穂小 (東) ブロック	0.26	100
No. 9	千僧北部緑丘小ブロック	0.37	267
No. 10	千僧西部花里小ブロック	0.31	227
No. 11	千僧西部池尻小ブロック	0.34	204
No. 12	千僧南部稲野小ブロック	0.39	228
No. 13	千僧南部昆陽里小ブロック	0.36	813
No. 14	千僧南部鈴原小ブロック	0.37	571
No. 15	千僧南部南小ブロック	0.35	549
No. 16	千僧南部有岡小ブロック	0.34	43
No. 17	千僧南部神津小ブロック	0.31	183

各配水ブロックの位置は図 2-1～図 2-3 を参照とする。

- ② 配水方式は、ポンプ加圧方式（千僧浄水場：揚程 37m）とする。
- ③ 本事業においては流量計を設置しないが、配水ブロックの各注入点には流量計及び流量計室を設置するものとし、流量計等が設置可能な管割とすること。また、流量計の形式は、インライン（挿入）式とする。なお、流量計の設置及び流量計に係る電気工事については原則として、本事業には含めないものとする。
- ④ 工事に当たっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に本局と協議の上で実施すること。
- ⑤ 工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- ⑥ 家屋調査に当たっては、合理的な判断により必要な範囲において行うこと。なお、家屋調査のうち、開削工事においては口径によらず施工する路線、推進工事においては立坑箇所及び推進管施工範囲とし、地盤の特性も考慮の上、施工する路線に面した家屋を対象とすることを基本とする。なお、調査対象家屋は、詳細設計に基づき決定するものとし、本局の承諾を得ること。
- ⑦ 既設配水管への接続工事については、本局の確認を得た上で実施すること。
- ⑧ 水圧試験は、試験方法、手順等を定めた水圧試験計画書を作成し、本局の確認を得た上で実施すること。注水作業については本局にて実施するが、受入れに伴い必要となる管路、設備等の資機材の準備や注水作業の補助は事業者が行うこと。
- ⑨ 通水、洗管及び切替作業については、本局にて実施するため、事業者は本局と作業時期及び方法等の協議、調整を図り、各作業の補助を行うこと。
- ⑩ 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、事業者が実施すること。
- ⑪ 公害・事故防止、地震等に配慮した安全設計を行うこと。
- ⑫ 事業者は、工事着手前に道路交通法第 77 条第 1 項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を本局へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連絡調整を図らなければならない。
- ⑬ 工事は、「水道工事共通仕様書」等に準じて行うこと。
- ⑭ 工事に使用する材料は、日本水道協会規格、日本工業規格、日本下水道協会規格及び日本農林規格等に適合したものをを用いること。
- ⑮ 工事で使用する材料において、日本水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。

（2）事前調査

- ① 事業者は、本事業を進める上で測量調査、地質調査及び地下埋設物調査等の事前調査を必ず実施し、その結果を本局に報告すること。
- ② 事業者において、各種調査を実施する際には、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に

示す関係法令、仕様書、基準等に準拠して実施すること。

- ③ 資料収集を通じて得た個人情報とは、「伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例」による適切な管理・処理を行うこと。
- ④ 着手前に、各種申請の手続きを行うこと。

(3) 埋設管

- ① 埋設管（推進工法により布設する内挿管を含む）の管種は、ダクタイル鋳鉄管（DIP）とし、継手形式は原則としてφ450以下をGX形継手、φ500以上をNS形継手、推進部の内挿管をPN形継手とする。ただし、事業者は施工費用及び作業時間等を鑑み、本局と協議した上で、継手形式を変更できる。また、地下埋設物等が支障になるなどの制約条件等により、合理的な設計ができないと本局が判断した場合は、同等以上の水準の仕様を有する管種に変更できる。
- ② ダクタイル鋳鉄管の継手種別は、「水道施設耐震工法指針・解説」による埋設管に求められる耐震性能を満足するものとする。なお、本施設の重要度は、ランクA1とする。
- ③ ダクタイル鋳鉄管（直管）の管厚は、使用水压及び埋設条件などを考慮して必要とされる管厚以上とすること。なお、直管の内面塗装は、エポキシ樹脂粉体塗装を原則とする。また、異形管についてもエポキシ樹脂粉体塗装とする。
- ④ 水压により発生する不平均力に対して十分な対策を施すこと。また、その根拠も示すこと。
- ⑤ 埋設管の設計に当たっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- ⑥ 埋設管は、「水道施設の技術的基準を定める省令（厚労省令第15号）」を満足する構造とすること。
- ⑦ 埋設管の土被りは、原則として、φ300mmの口径については0.8m、φ350mm以上の口径については1.2mを確保すること。
- ⑧ 管路施設の占用位置は、原則として公道下とすること。
- ⑨ 埋設管には、ポリエチレンスリーブ被覆を施すこと。
- ⑩ 路面復旧（本復旧）と埋戻材については、本局と協議の上で施工すること。
- ⑪ 路面本復旧は、管路施設等（仮復旧含む）施工後十分な養生期間を設けて施工するものとする。ただし、事業期間の最終年度（令和18年度）は、この限りではない。
- ⑫ また、路面本復旧引渡しまでの維持管理は、事業者が行うものとする。
- ⑬ 地下埋設物調査については、本局が提示した資料に加え、事業者が追加で必要な資料収集（最新版の確認等）及び現地調査を行った上で設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、本局と調整した上で関係機関と協議し、設計に反映すること。
- ⑭ 国道、県道、市道、県河川及び埋蔵文化財担当については、本申請の前に事前協議を

実施しているため、事業者は、詳細設計において協議用資料を作成し、速やかに関係機関協議を実施すること。

- ⑮ 地下水、地盤状況等を考慮し、必要に応じて補助工法を用いること。

(4) 水管橋

- ① 水管橋の管種は、基本設計において、ステンレス鋼管を想定している。
- ② 水管橋は、「水道施設耐震工法指針・解説」により求められる耐震性能を満足するものとする。なお、本施設の重要度は、ランク A1 とする。
- ③ 水管橋の設計に当たっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- ④ 水管橋は、「水道施設の技術的基準を定める省令（厚労省令第 15 号）」を満足する構造とすること。
- ⑤ 前後配管の縦断的な高さ関係から、水管橋には空気弁を設けること。また、設ける空気弁については防凍対策を講じること。
- ⑥ 河川に占用する水管橋は、「河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）」に準じた計画とすること。
- ⑦ 水管橋と埋設部配管の取り合いには、伸縮可撓管の設置を検討すること。

4.3 性能に関する事項

(1) 一般事項

管路施設（管口径及びルート、工事期間等）は、「4.2 基本事項に関する要件」に示す要件を満足し、関係機関との占用協議等が整うことを前提に、事業者の提案によるものとする。ただし、根拠となる水理計算書及び図面、工程表等を作成し、本局と協議の上、同意を得ること。

(2) 埋設管

- ① バルブの設置位置は原則として、図 2-2 及び図 2-3 を参照すること。
- ② 必要に応じて、口径 400mm 以上のバルブには、副弁を設けるか、充水機能を有したバルブを設けること。
- ③ バルブの設置は、住居の出入り、車両の通行等に支障のないよう十分配慮すること。
- ④ バルブには、維持管理を考慮して、弁きょう又は弁室を設けること。
- ⑤ 空気弁は、地下埋設物等を下越する箇所等、空気溜まりが生じる箇所に設けるとともに、充水作業を考慮して配置を計画すること。また、フランジ規格は設置する場所の条件を加味して水圧に対して適切な規格のものを設け、その根拠も提示すること。なお、空気弁は、原則として急速空気弁とする。また、空気弁の口径については、本管口径 $\phi 300$ 以下は $\phi 25$ 、 $\phi 350$ 以上は $\phi 75$ を原則とする。
- ⑥ 埋設管（推進工、水管橋箇所を含む）には、充水作業、管洗浄作業、非常時における排水作業等を目的として、適切な位置に管路から分岐する排水管を設けること。排

水管の口径は、本管の口径、排水に要する時間、排水先の状況等を考慮して設定すること。また、排水先の形状や構造を損壊しない構造とすること。

- ⑦ 既設管との接続には、断水を生じさせない方法を用いること。
- ⑧ 管路施設の占用位置は、原則、公道下とすること。
- ⑨ 管路施設施工に伴い既設構造物、埋設物を除去、移転するには、関係機関の承諾を得られる施工方法とすること。
- ⑩ 管路施設の基礎形式は、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等を遵守することを前提に、原則自由とする。ただし、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。
- ⑪ 管路施設の築造に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、詳細設計において、本局の承諾を得ること。
- ⑫ 事業者は、設計成果物について本局の出来高検査、完成検査後、本管路施設の施工を行うこと。
- ⑬ 本管路施設の機能、能力は、すべて事業者の責任により確保すること。
- ⑭ 事業者は、建設工事中、その責任において安全に配慮し、危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生がないように努めること。
- ⑮ 管路を施工する際の仮設工については以下のとおりとする。
 - ・ 仮設計画については、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
 - ・ 土留壁設置による掘削部周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。また、必要に応じて（近接の度合いを考慮）変位の計測等の措置を講じること。

(3) 推進工法

- ① 配水管は、推進工法で布設した鞘管内に挿入工にて設置すること。
- ② 挿入する本管もダクタイル鋳鉄管（DIP）とし、継手形式は原則 PN 形継手とする。ただし、その他（NS 形等）の採用も可能である。その際に鞘管口径の増径に伴う費用増は認めない。
- ③ 配水管と鞘管の間隙には充填材を充填すること。充填材の種類は、施工性、長期安定性、経済性等を考慮して決定すること。
- ④ 立坑内配管には、不平均力に抵抗するための防護を設けるとともに、埋設部配管との取り合いには、必要に応じて沈下対策を講じること。
- ⑤ 立坑は、周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない配置、構造等を計画すること。また、必要に応じて（近接の度合いを考慮）変位の計測等の措置を講じること。
- ⑥ 土留壁を残置する場合は、関係機関と協議を行った上で許可を得ること。
- ⑦ 地下水、地盤状況等を考慮して、必要に応じて補助工法を用いること。

(4) 水管橋

- ① 水管橋の構造及び付帯物は、点検や修繕等の維持管理作業に配慮した計画とすること。
- ② 水管橋に設置する空気弁には凍結防止策を講じること。
- ③ 水管橋には侵入防止柵等を設けること。

4.4 その他調査事項

本局が実施している基本設計に関する資料は、下表のとおりである。

表 4-2 既往調査資料

資料番号	名称
資料 1	配水管網最適化検討業務委託報告書（令和5年3月）
資料 2	配水管網最適化検討（その2）業務委託報告書（令和6年3月）
資料 3	配水本管更新に伴う官民連携手法導入可能性調査業務委託報告書 【基本設計の確認】（令和7年3月）
資料 4	配水管網最適化検討（その3）業務委託報告書（令和8年3月）

第5章 事業実施状況のモニタリング

5.1 モニタリングの目的

本局は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類等に応じた内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

5.2 モニタリングの実施者

本局がモニタリングを実施する。

5.3 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、本局に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、本局は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

5.4 モニタリングの方法

モニタリング方法については、本局が定めた方法に従ってモニタリングを行い、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

5.5 モニタリングの結果

モニタリングにより、設計・施工の実施状況が「設計業務委託契約書」「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第6章 事業実施状況のセルフモニタリング

6.1 モニタリングの目的

事業者は、設計及び施工が要求水準書等に定める要件及び提案書に示した内容を満たしていることを確認するため、本事業のセルフモニタリングを行うこと。

6.2 モニタリングの時期と内容

事業者は、基本的に次の項目における設計及び施工の管理を行うこと。また、事業者は具体的なセルフモニタリングの時期及び内容を記載した計画書を本局に提出し、本局の承認を得ること。

- ① 設計時における設計成果物等の確認
- ② 施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ③ 各施工段階における施工及び品質の確認
- ④ 施工完了時における工事目的物の確認

6.3 モニタリングの結果報告

事業者は、「6.2 モニタリングの時期と内容」に示す①～④の段階において報告書（履行報告書）を本局に提出し、本局の承認を得ること。